

教点連ニュース 第4号 No. 4

平成19年10月20日

・ アンケート集計結果報告

先般来、皆様のご協力を得て実施しておりました一般校に通う視覚障害児童・生徒用点字教科書に関する実態調査がまとまりました。牟田口広島大教授のご努力により、別紙報告書のようにりましたが、同じ教科書を別々のグループで作成しているなど課題も指摘されています。ご活用いただければ幸いです。

なお、この調査は、毎年実施していかないと正確なものになりません。来年度も皆様のご協力をお願いいたします。

・ 教科書そのものの点訳用テキストデータを、かねてから教科書協会の小委員会に、特別支援教育総合研究所の「視覚障害情報ネットワーク」にアップしてくれるようお願いしていた件で、渡辺小委員会委員長から以下のような回答が来ました。残念ですが、時期を待たなければなりません。ご了解をお願いいたします。

11月14日の特総研との話し合いでは、インターネットでの提供は有効な手段となる可能性を感じましたが、現時点では提供データの目的外使用の防護措置が不十分で、すぐにインターネットで提供することは避けたいとの結論になりました。

点字については著作権法で公衆送信が認められていますが、オリジナルのテキストデータについては、セキュリティを慎重に考えたいと思います。著作権者の中にも、目的外のデータ流用に対する防護策を気にかける方がいらっしゃいます。

ご不便をおかけしますが、今回（平成20年度用）は教科書協会からCD-ROMで提供いたします。ご了承ください。

今後、特総研にご協力いただいて、セキュリティのしくみを構築してネット利用が可能となるよう努めたいと思いますが、実現までいまだ少し時間をいただければと存じます。

渡辺能理夫（東京書籍 編集局社会編集部長）

・ 民主党の教科書バリアフリーに対する取組み

11月29日、午前8時20分から9時15分まで、衆議院議員会館会議室で、民主党文部科学部会が開かれ、教科書バリアフリー法（仮称）について意見交換がありました。ご報告いたします（田中）。

文科省からは、前川審議官、伯井教科書課長らが出席しました。まず冒頭、鈴木寛参議院議員から、「視覚障害児童・生徒を含むすべての児童・生徒に教科書を保障しないのは

明らかに憲法違反、学校教育法違反なので、来年の通常国会内に対応したい」という趣旨説明がありました。

続いて前田氏、伯井氏から現在の文科省施策について一般的な説明があり、そのあと宇野筑波大附属視覚特別支援学校教官が「拡大教科書を教科書会社が責任をもって出版すべきだ」と改めて主張しました。続いて拡大ボランティアの井上さんがボランティアの立場から、「ボランティアが拡大教科書を作るのはたいへんだ」という苦境を訴え、文科省が作成していくべきだと強く主張しました。

それに続き、私から点訳もボランティアに依存している状況があることを説明し、文科省がそれをいいことに点訳料をできるだけ安く押さえようとしていることに抗議しました。拡大側が教科書会社に拡大教科書を作らせようとしているのなら、点訳も全国の点字出版所にプロとして製作させるべきだと主張しました。奇しくも各大も点訳もプロがきちんと製作した教科書を提供しなければならないという意見で一致しました。そのあと理療科教員連盟の緒方会長が、音声教科書、デイジー教科書も、点字や拡大に対応できない生徒のために提供してほしいと主張しました。

参列した議員からいくつかの質問、意見が出されましたが、いずれも私たちの主帳に同意するものでした。その中には、文科省の予算でやらせるのではなく、教科書会社に拡大・点字を作らせればいけないか、文科省は教科書会社を選定するときに、拡大・点字教科書を作ることを条件にすべきだという主張までありました。

以上がおおよその会議の経緯ですが、私の印象は、民主党は非常に前向きで積極的だというものでした。また、ある議員の秘書と話していて、現在の教科書の単価を5円か10円あげてを認めれば、そのお金で拡大も点字も、教科書会社は十分に作れるのではないかと考えていたので、案外こういう方向で自民党などと話し合うのではないかと思います。もし、超党派の議員立法ということになりますと、来年中には成立するのではないかとさえ思えるほどでした。そうなれば、盲学校が使用している点字教科書と同じように、しっかりしたものが提供されるようになりますので、児童・生徒には福音となります。

・ 第2回セミナー報告

「地域の学校で学ぶ児童・生徒のニーズに応える点字教科書を考えよう」をテーマに教点連主催による、展示会とセミナーを開催しました。

11月10日(土) 10:30~17:00、大阪玉水記念会館で点字教科書、拡大教科書、マルチデイジーなどの展示がおこなわれました。また、午後は今年度2回目となるセミナーを開きました。セミナーは、第1部がパネルディスカッション、展示会での交流を挟んで、第2部が講演とフリートークという構成でした。それでは、120名を超える参加者を得て行われたセミナーについて簡単に報告します。

第1部は「点字教科書製作の現状と課題」と題するパネルディスカッションで三上洋氏の司会で進められました。三人のパネラーからの提起は次のとおりです。

①「点字教科書供給体制の充実を目指して——大阪府立高校の取組みと点字教科書や学内試験の充実」 高橋 世貴子氏（教科書点訳の会事務局）

教科書点訳グループ事務局のこれまでの活動状況や課題について報告します。点訳依頼は学校から府教委、教科書点訳の会が取り次いで、各グループ（現在15グループ）という流れで、質問がある時はその逆ルートで行われ、必ず府教委を通し、学校と直接やり取りする事はありません。そのことにより、点訳が墨字をただ点字に置き換えるもので済むことではないとの理解が得られるようになったと思います。また、点訳技術の向上の為に、ベテランのボランティアや盲学校の先生をお願いをしてEDELや古典文法の勉強会や古典・理科・英語の点訳講習会を実施してきました。学内試験は2週間前に問題は貰えますが、点訳を前提としない問題が多く、点訳に困難さを感じています。課題としては1. ボランティアの高齢化、2. ボランティアがボランティアを育てる限界、3. 理科系のボランティアの不足、4. 専門知識を持たないボランティアには、教科書内容の取捨選択が負担になることなどがあげられます。

②「三位一体型支援を目指して」 奥野 真里氏（名古屋盲人情報文化センター）

私は業務の1つとして、視覚障害児童・生徒への点字指導、教科書点訳、定期試験問題・プリントの点訳相談コーディネートを行っています。その立場から、本人を中心に、1. 学校の先生、2. 視覚特別支援学校（盲学校）の先生、3. 情報提供施設、この3つが一体となり、緊密に協力しあうことの大切さを感じています。私は生徒に「点字を嫌いにならないで欲しい」ということで、遊びから入る点字指導を実践しています。触図の読み取りでは、生徒の意欲を上手く引き出すこと、立体的な物体に注意を払っているかなどに注意します。子供の意欲、保護者の理解、そして先生や友達の点字の特性への認識が重要です。また、視覚障害があっても適切な配慮があれば、様々なことが出来るというように、先生方の思考変換を計って欲しいと思っていますが、なかなか時間が取れず難しいです。いずれにしても、子供の「日常生活のあり方」がカギになります。

③「分かりやすい教科書点訳を目指して——触図を中心に」 小原 二三夫（日本ライトハウス盲人情報文化センター）

触図製作においては、視覚と触覚の違い、学齢段階における見える子と見えない子の図の理解力やイメージ力の圧倒的な差、などを十分に考慮しなければなりません。低学年の教科書では1. ページ単位の編集、2. 図は単純化した同じ様なものを繰り返し触れるようにする、3. 横書きの図はできるだけ避ける、4. 図は不必要に拡大しない、などに特に配慮しています。触図化する時のポイントは、単純化、典型的であること、特徴的であること、クリアであることがあげられます。また、点訳者も自らできるだけ触って確認することが必要です。触図としては、点図だけではなく、立体コピーや手作りのものも作ることが望まれます。そして、実物を触ることによって図を触ったときに立体や空間の認識が得られることに注意を払ってもらいたいと思います。

この他、図中の省略や補足の仕方、地図作成の注意点、実際に直方体の見取り図を示しながらの触読者に理解し易い立体図などについて丁寧な説明がありました。

尚、EDELを中心とした触図作成について詳しく知りたい方は、次のホームページを参照して下さい。 <http://www5c.biglobe.ne.jp/~obara/kouen/kouen4.htm>

第2部は野々村好三氏の司会で講演とフリートークでした。講演は宇野和博氏（筑波大学視覚特別支援学校）を講師に迎えて、「拡大教科書製作の現状と課題ーバリアフリー法推進活動の提案」と題して行われました。

講演

私は1998年ごろから拡大教科書問題にかかわり、二年後には弱視者問題研究会の一員として、活動するようになりました。今回の「障害のある児童・生徒のニーズに応じた教科用図書の保障に関する法律（教科書バリアフリー法）」提案の背景として、次のことをあげることができます。1. 2002年に、それまでの障害児の特殊学校への就学義務が、「条件が整えば」地域の学校への通学が可能になったこと。2. 障害児教育の考え方が特殊教育から「障害のある児童・生徒の視点に立って一人一人の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行う」という理念の特別支援教育へと改められたこと。3. 教育基本法第4条に「国および地方公共団体は、障害のあるものがその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」という条文が新規に定められたこと。4. 2006年12月に国連で「障害者の権利条約」が採択され、本年9月には日本も署名したこと。このように障害児教育をめぐる情勢は大きな転換期を迎えている。

米国では2006年に「国立教材アクセスセンター」を設立し、拡大文字や点字による教科書保障を行っている。また、教科書出版社に一定のファイルフォーマットでのデジタルデータの提供を義務づけ、センターが拡大文字や点字などの媒体に変換し、障害の程度に応じた教科書の提供を行っている。スウェーデンやスイスにおいても、教科書のバリアフリー化は国および教科書出版社の責任で進められている。

拡大教科書に関する現状は、1. ボランティアは教科書協会に通知すれば著者の許諾を得ずに出版社は保証金の支払いで拡大教科書の製作が可能になったこと、2. 通常の小・中学校でも拡大教科書が国費で無償給与される道が開けたこと、3. 拡大教科書の製作依頼がボランティアに殺到して作業がパンク状態、作業負担に関するボランティアの悲鳴と弱視児の保護者からの「何とか作ってもらえないか」という悲痛な訴え、4. 拡大教科書の給与を受けている生徒数は、弱視生徒数の3分の1程度に留まっていること、5. 盲学校の生徒ですら、拡大教科書の供給体制が整っていないことなどである。

このような現状にかんがみ、拡大教科書・点字教科書・音声教科書を必要とする児童・生徒に国および教科書出版社の責任において給与されるよう、教科書バリアフリー法（案）を提案するものです。この趣旨に賛同する団体は私まで連絡ください。

unokazuhiro@ybb.ne.jp

フリートークでは次の様な意見が出されました。

1. バリアフリー法案にマルチダイジー教科書も入れてほしい。2. 熊本教科書点訳会では見本本や教師用のCDから必要部分のデータを取り出して、新学期に間に合うようにしている。文科省のHPのデータも活用している。3. 子どもの学習権を保障するためにも教科書は無償でなければならない。また、点訳者の負担を軽減させるためには教科書会社からのデータ提供が是非とも必要だ。4. 私は10媒体で本を出版したが、著者と出版社の協力があれば、ワンソース・マルチユースが可能だ。先生に視覚障害者に対する理解を

深めてもらうことが必要。先生が点字の特性を知らないで教えていて、生徒の理解が不十分だとそれが生徒の責任にされることがある。5. 様々な工夫をして触図を作っているが、子どもが理解できているか不安だ。

最後に京都ライトハウスの加藤さんから次の様なまとめがありました。

長きに渡って、一般校では点字使用者が在籍していないという前提で、教科書が保障されてこなかったが、やっと色々な働きかけによって保障されるようになってきた。しかし、ボランティアに頼りきっている今の制度のままでよいはずは無い。私たちは色々な立場の人と交流し、情報を共有していく必要がある。私たち自身が新しい道を開拓していくことが、学習権の保障につながっていきます。（文責：込山光廣）

発行日：平成 19 年 12 月 20 日

発行所：NPO 法人全国視覚障害児童・生徒用教科書点訳連絡会

発行人：田中徹二

連絡先：（社福）日本点字図書館 担当：田中・松本

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

Tel：(03)3209-0241 Fax：(03)3204-5641

E-mail：matsumotom@nittento.or.jp